令和6年分「定期報告書」の提出 をお願いします!!

家畜伝染病予防法第12条の4の規定に基づき、家畜の所有者又は飼養管理者は毎年**2月1日時点の飼養状況**について家畜保健衛生所に報告する義務があります。

【定期報告の概要】

◆届出の対象家畜

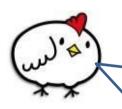
牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚(ミニブタ、イノブタを含む)、いのしし、馬

鶏(ウコッケイ、チャボを含む)、あひる(マガモ、ガチョウ、アイガモ、フランスガモ)、 鶏等: うずら(ヨーロッパウズラ)、きじ(ヤマドリ)、だちょう(エミュー)、ほろほろ鳥、七面鳥

- ◆報告事項
- 1. 基本情報 (1) 家畜の所有者および管理者の氏名又は名称および住所
 - (2) 農場(飼養場所)の名称および住所
 - (3) 家畜の種類および頭羽数 など
- 2. 飼養衛生管理基準の遵守状況
- 3. 添付書類 (1) 農場の平面図
 - (2) 家畜の飼養密度
 - (3) 埋却地の確保状況、など

(様式変更のため、新様式で作成お願いします)

※ただし、少数飼育の方は上記1のみ提出お願いします。2および3は不要です



※提出期限について

令和6年4月15日(鶏等は令和6年6月15日)となっておりますが、

令和6年2月28日までの提出にご協力お願いします。

【提出は持ち込みまたは郵送で】

届出場所: 📆 岐阜県中央家畜保健衛生所

〒501-1112 岐阜市柳戸1-1

ご不明な点がありましたら、岐阜県中央家畜保健衛生所までお問い合わせください。

岐阜県中央家畜保健衛生所 TEL:058-201-0530 FAX:058-201-0531